

地区計画における建築物の用途制限一覧表

江南市

地区計画区域	A 地区	B 地区	C 地区
高屋地区	なし	1. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもので、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く） 2. ホテル又は旅館 3. 自動車教習所 4. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習所 3. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
今市場地区	なし	1. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもので、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く） 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習所 3. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
前飛保 第一地区 第二地区	1. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもので、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く） 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習所 3. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	/
布袋下山 地区	1. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもので、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く） 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場 3. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. ホテル又は旅館 5. 自動車教習所 6. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	1. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場 2. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	/
五明地区	1. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもので、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く） 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	1. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2. ホテル又は旅館 3. 自動車教習所 4. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの 5. 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの 6. カラオケボックスその他これらに類するもの	/
飛高 第一地区 第二地区	なし		
宮後地区	1. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもので、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く） 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの 6. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 7. 事務所の用に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの		
布袋駅東地区	1. 一戸建ての専用住宅 2. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く） 3. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの		

上記に掲げる建築物は建築してはならない。